

令和7年度
第2回八千代市国民健康保険事業の
運営に関する協議会

説明資料

質問1 国民健康保険料子ども・子育て支援納付金分の保険料率及び賦課限度額について

1 子ども・子育て支援納付金分の保険料率

(1) はじめに

- 令和8年度から、子ども・子育て支援金制度が開始し、本市は、国民健康保険の被保険者から、他の保険料とあわせて子ども・子育て支援納付金分を徴収し、国民健康保険事業費納付金を支払わなければなりません。
- 子ども・子育て支援納付金分を徴収するに当たり、本市は、保険料率を決定する必要があります。
- 保険料率については、市が支払う国民健康保険事業費納付金を賄えるよう、標準保険料率（県が示す保険料率の標準的な水準）を踏まえた率とします。
- なお、保険者が被保険者等から徴収する金額については、国全体で令和8年度で概ね6,000億円、令和9年度で概ね8,000億円、令和10年度以降で概ね1兆円が想定されていることから、保険料率は、令和10年度まで段階的に上昇することが見込まれます。

(2) 令和8年度の保険料率

■令和8年度の標準保険料率（A）

所得割	均等割（※）	
	被保険者均等割	18歳以上被保険者均等割
0.27%	1,800円	114円

■令和8年度の八千代市の保険料率（B）

所得割	均等割（※）	
	被保険者均等割	18歳以上被保険者均等割
0.27%	1,800円	100円

■八千代市の保険料率と標準保険料率との差（B）－（A）

所得割	均等割（※）	
	被保険者均等割	18歳以上被保険者均等割
0.00%	0円	△14円

（※）均等割については、18歳までの子どもについて被保険者均等割が全額軽減されますが、軽減する被保険者均等割分については、18歳以上の被保険者に賦課して賄うため、被保険者均等割とは別に18歳以上被保険者均等割を設けています。

(3) 保険料（年額）のモデルケース

■ 給与収入300万円

世帯構成	保険料（年額）
単身	6,100円
夫婦	8,000円
夫婦+子(20歳)	8,800円

■ 給与収入 夫300万円・妻200万円

世帯構成	保険料（年額）
夫婦	10,400円
夫婦+子(20歳)	12,300円

■ 年金収入200万円（65歳以上）

世帯構成	保険料（年額）
単身	2,700円
夫婦	3,100円

■ 世帯所得43万円以下

世帯構成	保険料（年額）
単身	500円
夫婦	1,100円
夫婦+子(20歳)	1,700円

2 子ども・子育て支援納付金分の賦課限度額

(1) 賦課限度額

- 医療保険制度では、保険料負担は、負担能力に応じた公平なものとする必要がありますが、被保険者の納付意欲に与える影響等の観点から、被保険者の保険料負担に一定の限度を設けています。国民健康保険については、国民健康保険法施行令において賦課限度額が規定されています。
- 子ども・子育て支援納付金分の賦課限度額は、国民健康保険法施行令に規定する額と同額の30,000円とします。
- 賦課限度額に達する世帯の見込みが277世帯、比率として1.07%となります。
(世帯数：25,888世帯、時点：令和8年1月・第7期)

(2) 賦課限度額に達する世帯人員別の所得及び収入額

世帯人員	所得額	収入額
1人	約1,084万円	約1,279万円
2人	約1,014万円	約1,209万円
3人	約943万円	約1,138万円
4人	約873万円	約1,068万円
5人	約803万円	約998万円

諮詢第2号 国民健康保険料の賦課限度額の改正について

1 国民健康保険料の区分と賦課限度額

○国民健康保険料率と賦課限度額（令和7年度）

	医療給付費分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分※
所得割額 (前年の所得に応じて計算)	5.97%	2.16%	2.11%
	+	+	+
被保険者均等割額 (世帯内の被保険者数に応じて計算)	27,100 円	8,800 円	16,600 円
	+	+	+

世帯別平等割額 (1世帯ごとに計算)	26,300 円	8,600 円	—
-----------------------	----------	---------	---

→上段の合算額が1世帯当たりの保険料となり、その上限額が下段に記載した額となります。

賦課限度額	660,000 円	260,000 円	170,000 円
-------	-----------	-----------	-----------

※介護納付金分は、40歳以上65歳未満の被保険者が対象となる保険料となります。

○賦課限度額の推移

	基礎賦課限度額 (医療給付費分)	後期高齢者支援金等 賦課限度額	介護納付金 賦課限度額
平成28年度	540,000 円	190,000 円	160,000 円
平成29年度	540,000 円	190,000 円	160,000 円
平成30年度	580,000 円	190,000 円	160,000 円
令和元年度	610,000 円	190,000 円	160,000 円
令和2年度	630,000 円	190,000 円	170,000 円
令和3年度	630,000 円	190,000 円	170,000 円
令和4年度	650,000 円	200,000 円	170,000 円
令和5年度	650,000 円	220,000 円	170,000 円
令和6年度	650,000 円	240,000 円	170,000 円
令和7年度	660,000 円	260,000 円	170,000 円

※下線部が改正した箇所。

2 改正内容

令和8年度税制改正大綱の閣議決定（資料2参照）により国民健康保険法施行令の一部改正が行われたことに伴い、本市の令和8年度以降の国民健康保険料の賦課限度額について、施行令に規定する額と同額とするため、基礎賦課限度額を現行の66万円から67万円に引き上げるものです（八千代市国民健康保険条例第18条の一部改正）。

○賦課限度額改正案

	基礎賦課限度額 (医療給付費分)	後期高齢者支援金等 賦課限度額	介護納付金 賦課限度額
現行	660,000 円	260,000 円	170,000 円
改正案	670,000 円	260,000 円	170,000 円
増減額	+10,000 円	改正なし	改正なし
適用	第18条	第18条の10	第18条の15

3 賦課限度額の改正に伴う影響

(1) 賦課限度額に達する世帯の見込

賦課限度額の改正に伴い、賦課限度額に達する世帯の見込は、医療給付費分が8世帯、0.03%の減となります。

	医療給付費分（比率）
改正前	276世帯（1.07%）
改正後	268世帯（1.04%）
増減	△8世帯（△0.03%）

（世帯数：医療給付費分 25,888 世帯、時点：令和8年1月・第7期）

(2) 賦課限度額の改正に伴う影響額の見込

賦課限度額の改正に伴い、年間の影響額（保険料調定額）の見込は、約244万の増額となります。

	医療給付費分
改正前の調定額	2,281,748千円
改正後の調定額	2,284,185千円
増減	2,437千円

（時点：令和8年1月・第7期）

(3) 賦課限度額に達する世帯人数別の所得及び収入額

この表は、1人世帯の給与所得とそれに伴う保険料を示した表になります。

賦課限度額の改正に伴い、医療給付費分については約1,060万円以上の所得額の場合は負担が増えことになりますが、医療給付費分・後期高齢者支援金分・介護納付金分の合計額が、賦課限度額に達する世帯は、昨年度と変わらず約1,167万円以上の所得となります。

給与所得	医療分		支援分	介護分	保険料総額		
	変更前	変更後			変更前	変更後	差額
10,590,000	659,900	659,900	236,800	170,000	1,066,700	1,066,700	0
10,600,000	660,000	660,500	237,000	170,000	1,067,000	1,067,500	500
10,650,000	660,000	663,500	238,100	170,000	1,068,100	1,071,600	3,500
10,850,000	660,000	670,000	242,400	170,000	1,072,400	1,082,400	10,000
11,050,000	660,000	670,000	246,700	170,000	1,076,700	1,086,700	10,000
11,250,000	660,000	670,000	251,100	170,000	1,081,100	1,091,100	10,000
11,450,000	660,000	670,000	255,400	170,000	1,085,400	1,095,400	10,000
11,650,000	660,000	670,000	259,700	170,000	1,089,700	1,099,700	10,000
11,660,000	660,000	670,000	259,900	170,000	1,089,900	1,099,900	10,000
11,670,000	660,000	670,000	260,000	170,000	1,090,000	1,100,000	10,000
11,680,000	660,000	670,000	260,000	170,000	1,090,000	1,100,000	10,000

(参考：賦課限度額に達する世帯人数別所得及び収入額)

世帯人数	所得額	収入額
1人	約 1,167 万円	約 1,362 万円
2人	約 1,126 万円	約 1,321 万円
3人	約 1,085 万円	約 1,280 万円
4人	約 1,044 万円	約 1,239 万円
5人	約 911 万円	約 1,106 万円

その他（1） 国民健康保険料の軽減判定基準額の改正について

1 国民健康保険料の軽減判定基準

国民健康保険料の軽減判定基準とは、低所得世帯の保険料を減額するための所得の判定基準です。

○国民健康保険料の軽減判定基準額（令和7年度）

所得金額が下表の基準以下の場合は、保険料のうち均等割と平等割が軽減されます。

軽減割合	世帯の年間の総所得金額（軽減判定所得）
7割	43万円+（給与所得者等の数-1）×10万円 以下
5割	43万円+（30万5千円×被保険者数）+（給与所得者等の数-1）×10万円 以下
2割	43万円+（56万円×被保険者数）+（給与所得者等の数-1）×10万円 以下

○軽減判定基準額の推移

	7割	5割	2割
令和3年度	<u>43万円</u> + (給与所得者等の数-1) × 10万円以下	43万円 + (28万5千円 × 被保険者数) + (給与所得者等の数-1) × 10万円以下	43万円 + (52万円 × 被保険者数) + (給与所得者等の数-1) × 10万円以下
令和4年度	43万円 + (給与所得者等の数-1) × 10万円以下	43万円 + (28万5千円 × 被保険者数) + (給与所得者等の数-1) × 10万円以下	43万円 + (52万円 × 被保険者数) + (給与所得者等の数-1) × 10万円以下
令和5年度	43万円 + (給与所得者等の数-1) × 10万円以下	43万円 + (29万円 × 被保険者数) + (給与所得者等の数-1) × 10万円以下	43万円 + (53万5千円 × 被保険者数) + (給与所得者等の数-1) × 10万円以下
令和6年度	43万円 + (給与所得者等の数-1) × 10万円以下	43万円 + (29万5千円 × 被保険者数) + (給与所得者等の数-1) × 10万円以下	43万円 + (54万5千円 × 被保険者数) + (給与所得者等の数-1) × 10万円以下
令和7年度	43万円 + (給与所得者等の数-1) × 10万円以下	43万円 + (30万5千円 × 被保険者数) + (給与所得者等の数-1) × 10万円以下	43万円 + (56万円 × 被保険者数) + (給与所得者等の数-1) × 10万円以下

※下線部が改正した箇所。

2 改正内容

令和8年度税制改正大綱の閣議決定（資料2参照）により国民健康保険法施行令の一部改正が行われたことに伴い、本市の令和8年度以後の国民健康保険料の軽減判定基準額について、施行令に規定する額と同額とするため、世帯人数に乘じる額を5割軽減では現行の30万5千円から31万円に、2割軽減では現行の56万円から57万円に引き上げるものです（八千代市国民健康保険条例第22条第2号及び同条第3号の一部改正）。

○軽減判定基準額改正案

	7割	5割	2割
現行	43万円+（給与所得者等の数-1）×10万円以下	43万円+（ <u>30万5千円</u> ×被保険者数）+（給与所得者等の数-1）×10万円以下	43万円+（ <u>56万円</u> ×被保険者数）+（給与所得者等の数-1）×10万円以下
改正案	43万円+（給与所得者等の数-1）×10万円以下	43万円+（ <u>31万円</u> ×被保険者数）+（給与所得者等の数-1）×10万円以下	43万円+（ <u>57万円</u> ×被保険者数）+（給与所得者等の数-1）×10万円以下
増減額	改正なし	+5,000円 (被保険者1人につき)	+10,000円 (被保険者1人につき)
適用	第22条第1号	第22条第2号	第22条第3号

3 軽減判定基準額の改正に伴う影響

(1) 軽減判定基準額に達する世帯等の見込

		改正前	改正後	増減
均等割	5割軽減	3,976 人	4,064 人	88 人
	2割軽減	3,876 人	3,922 人	46 人
平等割	5割軽減	2,616 世帯	2,669 世帯	53 世帯
	2割軽減	2,518 世帯	2,553 世帯	35 世帯

(時点：令和8年1月・第7期)

(2) 軽減判定基準額の改正に伴う財政負担

軽減判定基準額の改正に伴い、軽減対象世帯等が増えることにより、年間の保険料調定額は減となるものの、この減額分は県が4分の3を負担することとなり、市は残りの4分の1を一般会計で負担することから、国保特会での財政負担は生じないものとなります。

その他（2） 令和8年度国民健康保険料予算見積状況について

1 現行保険料率と標準保険料率との比較

平成30年度からの国保広域化により、国民健康保険料は県が示す標準保険料率を参考に市が決定します。下表は、八千代市の現行保険料率と県から示された令和8年度の標準保険料率（確定係数速報値）との比較をしたものとなります。

■令和8年度の標準保険料率（確定係数速報値）（A）

区分	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分	子ども・子育て支援納付金分
所得割（%）	6.45	2.54	2.32	0.27
均等割（円）	30,441	10,483	18,198	1,800
18歳以上均等割（円）	—	—	—	114
平等割（円）	29,813	10,336	—	—

■八千代市の現行保険料率（B）

区分	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分	子ども・子育て支援納付金分
所得割（%）	5.97	2.16	2.11	0.27
均等割（円）	27,100	8,800	16,600	1,800
18歳以上均等割（円）	—	—	—	100
平等割（円）	26,300	8,600	—	—

※ 子ども・子育て支援納付金分は、今回諮問した保険料率を載せています。

■現行保険料率と標準保険料率（確定係数速報値）との差（B）－（A）

区分	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分	子ども・子育て支援納付金分
所得割（%）	△0.48	△0.38	△0.21	0.00
均等割（円）	△3,341	△1,683	△1,598	0
18歳以上均等割（円）	—	—	—	△14
平等割（円）	△3,513	△1,736	—	—

2 令和8年度当初予算見積における保険料不足見込額

下表は、現時点における令和8年度国民健康保険事業の予算見積状況と保険料不足見込額を示したものとなります。

(単位：千円)

歳出見込額	特定財源見込額 (国県支出金・ 繰入金等)	一般財源見込額 ①-②	現行保険料率等 に基づく国民健 康保険料等 見込額	保険料不足 見込額 ④-③
①	②	③	④	⑤
16,114,292	12,323,441	3,790,851	3,276,576	△514,275

令和8年度におきましては、国民健康保険事業費納付金が増加し、標準保険料率は上昇しておりますが、本市といたしましては、昨今の物価高騰等の社会情勢にも配慮し、財政調整基金を活用して、現行の保険料（医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分）の料率につきましては、改定は行わず、令和7年度と同一の保険料率で予算要求をすることとしました。

現時点における見積状況となります。歳出見込額①から特定財源見込額②を差し引いた一般財源見込額③の37億9,085万1千円を国民健康保険料等で賄う必要があります。八千代市の現行保険料率等に基づく国民健康保険料等見込額④は32億7,657万6千円と見込んでおりのことから、一般財源と現行保険料率等に基づく国民健康保険料等の差額となる⑤の5億1,427万5千円が不足となることを見込んでおります。

令和8年度につきましても、この収支不足見込額を国保財政調整基金からの繰り入れで補てんし、現行の保険料（医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分）の料率は、維持する方針です。

3 国民健康保険事業財政調整基金の状況

下表は、国民健康保険事業財政調整基金の状況を示したものとなります。

	令和7年12月末 現在	令和7年度 (見込額)	(単位：千円) 令和8年度 (見込額) ※
積立額		127,128	2,525
繰入（取崩）額		394,773	514,275
国保財政調整基金残高	940,822	673,177 (年度末)	161,427 (年度末)

令和7年12月末現在の財政調整基金残高は約9億4,082万2千円となっております。

今年度の見通しとしては、ここから、3月補正後の積立予定額の1億2,712万8千円を積み立てる一方、3億9,477万3千円を国民健康保険事業特別会計に繰り入れることにより、令和7年度末現在高を6億7,317万7千円と見込んでおります。

令和8年度については、当初予算に計上予定の利子分の252万5千円を積み立てる一方、繰入予定額の5億1,427万5千円を国民健康保険事業特別会計に繰り入れることにより、令和8年度末現在高を1億6,142万7千円と見込んでおります。

※ 令和7年度決算剰余金による積立は反映しておりません。